

○田川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年9月27日

条例第15号

改正 平成18年7月3日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次の各号に掲げる事項を告示その他適当な方法により明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 申請の資格
- (6) 申請に係る受付期間
- (7) 選定の基準
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるものとして別に定める事項
(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類
(指定管理者の候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が公の施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 市長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、特定の団体に管理させることが当該公の施設の適切な管理運営に資すると認めるときは、公募によらず、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共団体若しくは公共的団体又は本市の他の公の施設の指定管理者の指定を受けている団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

(1) 公募に対し申請がないとき。

(2) 申請した団体の中に適当な団体がないとき。

(3) 指定管理者の候補者として選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(4) 指定管理者の指定を受けた団体が、第7条第1項の協定を締結しないとき。

3 市長等は、前2項の規定による選定をしようとするときは、当該団体と協議し、第3条に規定する申請をさせ、前条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(平成18条例22・一部改正)

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、前2条の規定により選定した指定管理者の候補者を法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、当該指定管理者に通知するものとする。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、規則で定める。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理の業務の実施状況及び利用状況

(2) 使用料又は利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が管理の実態を把握するために必要と認めるものとして別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長等は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、当該指定管理者に通知するものとする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜ

られたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年7月3日条例第22号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。